

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
東京都新宿区百人町二丁目四番一号
株式会社社交通建設
代表取締役 森 明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
東京都渋谷区桜丘町一七番六号渋谷協栄ビル
株式会社アゴス・ジャパン
代表取締役 二塚 正之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日開催予定の株主総会決議を条件に、同年同月二十九日を効力発生日として定款を変更し、株券を発行しない旨を定めることにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
東京都江東区新木場四丁目七番四一号
エアロトヨタ株式会社
代表取締役 加藤 浩士

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
東京都江東区新木場一丁目七番二二号
株式会社ハウス・デポ・ジャパン
代表取締役 岩井 直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
東京都大田区矢口二丁目一三番六号
株式会社協立コンサルタンツ
代表取締役 山口 明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
石川県金沢市戸水二丁目一四〇番地
株式会社エイム
代表取締役 吉田 康志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
大阪府西成区南堀江三丁目一五番一四号
寶船冷蔵株式会社
代表取締役 中井 宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十日
岡山市北区表町三丁目三番三〇号
株式会社よいきげん
代表取締役 山本 昌平

限定承認公告

本籍名古屋市中昭和区広路町字石坂二三番地、最後の住所名古屋市中昭和区広路町字石坂三八番地
右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年五月二十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十日
千葉県野田市船形六二〇番地
相続財産清算人 梅村 昌寛

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区相生町五丁目四九八番地、最後の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘三丁目九八番地
右被相続人は令和七年十月一日頃死亡し、その包括受遺者らは令和八年五月二十二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十日
兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目三一一二二〇
相続財産清算人 社会福祉法人ねむの木福祉会
右代理人 弁護士 清水久美子

配当公告

愛知県豊橋市清須町字宮西一六番地一
破産者 有限会社丸親トラック
右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部令和七年（フ）第二〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額 金六〇、三二二、三四〇円
一、配当をすることのできる金額 金九、五五六、四四九円
令和八年六月十日
愛知県豊橋市大岡町一〇五レグスアーク
一一一 破産管財人 弁護士 菊地令比等

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散したところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。
令和八年六月十日
福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地
株式会社コスモスーツ
代表清算人 弁護士 武村 陽

連絡先 福島県郡山市麓山一丁目二番一三三号
弁護士法人けやき法律事務所

取消公告

令和八年五月二十七日（号外第一一七号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。
令和八年六月十日
岐阜県恵那市長島町中野三〇七番地
株式会社高木商店
代表取締役 高木 應浩

取消公告

令和八年五月二十二日（号外第一一四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。
令和八年六月十日
大阪府中央区西心斎橋一丁目一〇番一〇号
ニュー心斎橋ビルディング四〇三
株式会社Catharsis
代表取締役 金沢 充倫

正誤

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）このも家庭庁・厚生労働省告示第五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）
（印刷誤り）
四九五ページから五〇〇ページまでの「（十一）」は「（十二）」の「（十一）」は「（十二）」の「（十三）」・「（十四）」は「（十三）」・「（十四）」の誤り。

ページ段

行 誤 正
令和八年四月八日（号外第二十二号）公布厚生労働省令第七十七号（雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）
七七
改正後欄 特定企業事業主 特定事業主
「一〇」 認定特定企業事業主 認定特定事業主
「八」 業主
令和八年四月二十八日（号外第九十九号）厚生労働省告示第二百五号（短時間・有期雇用労働者対策基本方針）
（原稿誤り）
五〇下 一六一 一四三 一四三